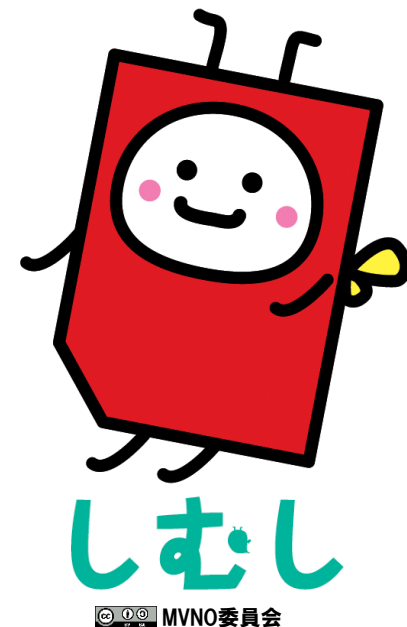


MVNOにおけるフィルタリングの提供と データ通信専用SIMにおける本人確認 について

2015年4月20日
一般社団法人テレコムサービス協会
MVNO委員会
消費者問題分科会主査 木村 孝





1. テレコムサービス協会 MVNO委員会とは

(一社) テレコムサービス協会とは

- **沿革** 平成6年 (社)特別第二種電気通信事業者協会、全国一般第二種電気通信事業者協会、音声VAN振興協議会、(社)日本情報通信振興協会の4団体が統合し発足。
- **会員**
 - ・ 全国11支部に248会員が加盟(2015年4月20日現在)
 - ・ 電気通信事業者および情報通信関連事業者などICT企業が中心

MVNO委員会とは

- (一社)テレコムサービス協会において、2013年11月より活動を開始
- **参加事業者** 37社(MVNO/MVNE:32社、2015年4月20日現在)
 - 新プラン型は、大手がほぼ加入(NTTコミュニケーションズを除く)
 - 販売チャネル型は、家電量販店MVNOなど大手は未加入
- **テーマ・目的** MVNOに関する情報収集、調査・研究、政策・制度への提言
- **これまでの主な活動**
 - 2014年1月 「モバイルビジネス活性化に関する緊急提言」の公表
 - 2014年3月 MVNO2.0フォーラムの開催(総務省と共に主催)
「MVNOの事業環境の整備に関する政策提言」の公表
 - 2014年7月 消費者問題分科会を設立。本人確認及びフィルタリングについて検討を開始

2. 青少年へのフィルタリングサービスの提供について



- 近年のMVNOの急速な進展を踏まえ、MVNOにおける青少年へのフィルタリングサービスの提供について、社会的な責務として、関係事業者における具体的な取組が求められている。
※ 「モバイル創生プラン」(平成26年10月総務省)でも同趣旨が記載されている。
- MVNO委員会では、平成26年7月に設置した消費者問題分科会において検討を行った結果、
 - ・ 検討結果を報告書として取りまとめるとともに、 http://www.telesa.or.jp/committee/mvno_new/pdf/MVNO_FIL_report_20150317.pdf
 - ・ MVNOがフィルタリングサービス提供のための手引き・例示として指針(ガイドライン)(第1版)を作成。
※ とともに、平成27年3月17日付けで、MVNO委員会のホームページ上で公表 http://www.telesa.or.jp/committee/mvno_new/
- 今後、既存事業者の更なる改善や新規事業者の導入促進により、MVNOの更なる発展と安心・安全な利用環境整備を期待。

- 携帯電話事業者における青少年へのフィルタリングの提供は、法律上の義務付け
※ 青少年インターネット環境整備法では、MVNOを含む携帯電話事業者において、契約者又は使用者が青少年である場合、フィルタリングサービスの提供を条件として、携帯電話によるインターネットサービスを提供しなければならない。
- MVNOの特性を考慮しつつ検討
(特性)・スマートフォンによるインターネット利用
・多様な端末でのインターネット利用
・比較的安価でのサービス提供
・多様な販売形態によるサービス提供

フィルタリングの提供方法 → 「指針(ガイドライン)」として提示

- ① 使用者の確認
(対応例)新規契約申込書に青少年使用有無の欄を設ける。既契約者にも、契約変更等の機会を捉え確認する。
 - ② フィルタリングサービスの説明
(対応例)オンライン申し込みの際、設定方法を記載したWebページを案内。パッケージや同梱物に説明事項等を記載
 - ③ 利用開始時又は利用中のフィルタリングサービスの解除申出の確認
(対応例)保護者に対してパンフレットやリーフレットを交付。なりすまし防止のため、非加入申告に際して保護者の本人確認を行う。
- その他のインターネットサービス利用環境整備策

3. データ通信専用SIMにおける本人確認について



利用者の信頼に応えたサービスを提供し、社会的責任を果たしていくため、MVNO委員会では消費者問題分科会を設置。データ通信専用SIMにおける本人確認について検討を行い、中間報告書を作成した。3月17日付けで、委員会のホームページ*上で公表。今後、指針(ガイドライン)の作成も検討していく。

※平成26年10月に総務省で公表された「モバイル創生プラン」においても、具体的な取組が求められているところ。

* http://www.telesa.or.jp/committee/mvno_new/

<検討の方向性>

不正利用の防止



サービスの利便性確保

MVNO委員会(消費者問題分科会)において、これらの相反する要請を調整する案として、下記方法を取りまとめた。http://www.telesa.or.jp/committee/mvno_new/pdf/MVNO_ID_report_20150317.pdf

本人確認方法(※非対面の場合)

- ① 契約者の国内携帯電話番号から電話を受け、電話番号を確認する
- ② 契約者の国内固定電話番号から電話を受け、電話番号を確認する
- ③ 本人確認済の決済情報と紐付いた番号(クレジットカード番号等)について、決済可能であることを確認する
- ④ 本人確認済アカウント情報(MVNOが、固定インターネット接続サービスを提供した際に付与したアカウント情報を自ら確認できる場合に限る。)との同一性を確認する
- ⑤ 契約者から送付を受けたパスポート、運転免許証等の公的証明書の写しを確認する